

**貯蓄預金（１）**  
**（愛称：スーパー貯蓄預金）**

1.商品名 (愛称)	貯蓄預金 (愛称：スーパー貯蓄預金)
2.販売対象	個人のみ
3.期間	定めなし
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	随時預入 1円以上(ただし、基準残高は10万円) 1円単位
5.払戻方法	随時、払い戻します。
6.利息 (1)適用金利  (2)利払頻度  (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上の4段階の金額階層別金利設定をおこない、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。&lt;変動金利&gt;</li> <li>・毎年2月の第3月曜日から8月の第3月曜日の前日まで、または8月の第3月曜日から翌年2月の第3月曜日の前日までの期間中にこの預金から払い戻しがなかったときは、当該期間における毎日の最終残高が10万円以上となった期間について、上記の利率に店頭表示の「上乘せ金利」を加算します。</li> </ul> <p>金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。</p> <p>毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。</p> <p>毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p>
7.手数料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金（総合口座を含む）から資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。</li> <li>・マル優の取扱いができます。</li> </ul>
9.中途解約時の取扱い	定めなし
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りはできません。</li> <li>・総合口座の取扱いはできません。</li> <li>・利息については20%の分離課税の対象となります。</li> <li>・平成25年1月1日より復興特別所得税（0.315%）が追加で課税されます。</li> <li>・預金保険の対象となりますが、「決済用預金」と異なり1金融機関1人あたり、預金</li> </ul>

	<p>保険の対象となっている他の預金等と合算して元本1,000万円までとその利息額までしか保護されません。</p>
<p>11. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

(平成29年5月8日現在)